

# 参加表明にかかると質疑問答書

回答書全 4 枚

契約番号	第 5022000317 号
件名	橿原市新本庁舎建設基本・実施設計業務

No.	質 疑 内 容	回 答 内 容
1	奈良県の入札参加資格の登録があれば応募できますか？	奈良県の入札参加資格登録の有無に関わらず、代表企業(単体含む)が令和2年度の橿原市入札参加資格者名簿の建築コンサル(建築一般)に登録されていない場合、応募していただけません。なお、参加資格のある者は、実施要領の3. 参加資格のとおりです。
2	応募と同時に入札参加資格の登録はできますか？	本案件に関して、応募と同時に入札参加資格の登録は受け付けておりません。
3	代表企業が入札参加資格の登録がない場合、応募と同時に申請してプロポーザルに参加できますか？	本案件に関して、応募と同時に入札参加資格の登録は受け付けていないため、参加していただけません。
4	代表企業に入札参加資格の登録があり、共同提案社の実績で応募できますか？	設計共同体での応募の場合、代表企業以外の構成企業の業務実績では応募できません。
5	実績は、元請実績のみでしょうか？業務委託の場合も含んでよろしいですか？	業務実績は、元請としての実績を求めます。
6	実施要領P.2 「(8)過去10年以内(平成22年4月1日から令和2年3月31日まで)に完了した…」と記載がありますが、業務着手日が平成22年3月31日以前でも基本設計、又は実施設計の完了日が上述の範囲内であれば要件を満足しているものと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、平成22年4月1日から令和2年3月31日までの期間に完了した基本設計または実施設計業務であれば要件を満足しているものとし、設計業務の着手日や建設工事の着手状況については問いません。
7	実施要領P.2 「同一建築物の基本設計及び実施設計を分割で受注した場合はどちらか一方の実績とする」と記載があります。評価時においては基本設計、又は実施設計でも同評価と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、基本設計および実施設計の実績は同評価とします。
8	実施要領P.5 8.参加表明書の提出 (3)提出書類 各1部提出にあたり、記載実績が重複する場合、1案件に	1案件の実績において、複数担当者の記載がある

No.	質 疑 内 容	回 答 内 容
	つき資料1部を添付すれば宜しいでしょうか。また、添付資料については様式1～13-3をまとめたものの後部に添付し、「様式+添付資料」をクリップ綴じた書類を提出する考えで宜しいでしょうか。	場合でも、それぞれの様式に対して実績を証する資料を1部ずつ添付してください。添付資料は様式の後部には添付せず、様式ごとに添付してください。また、提出書類の提出方法は、A4ファイル綴じて提出してください。
9	実施要領P.5 8.参加表明書の提出 (3)提出書類 PUBDIS 登録がない業務について、担当者の証明資料として、重要事項説明書、建築士法22条の3の3書面(24条の八を含む)、等は含まれるものと解釈して宜しいでしょうか。また、発注者押印が無くてもよいという解釈で宜しいでしょうか。(発注者により22条の3の3書面は契約書に綴込まれ、発注者押印が契約書鑑のみの押印となる場合もあります。また、24条の八書面の場合には発注者押印が必要な書類という位置付ではありません。)	「PUBDIS等の業務概要、担当者名及び業務の完了を証するものの写し」として、PUBDIS又は契約書の写しは必ず提出してください。ただし、契約書の写しを提出する場合は、上記の業務概要、担当者名、業務の完了が判断できる資料を添付してください。 なお、ご質問の「重要事項説明書」「建築士法第22条の3の3の規定に基づく書面(第24条の八を含む)」については、「担当者名を証するもの」に含まれます。 なお、発注者の押印の有無は問いません。
10	実施要領P.5 8.参加表明書の提出 (3)提出書類 PUBDIS 登録がない業務について、完了証明資料として自社押印のみの完了届、又は自社の振込口座への入金手帳の写しを添付する形でも宜しいでしょうか。(業務完了に関する指定書式が設計受託会社押印のみの完了届となっている案件が多数あります)。	「PUBDIS等の業務概要、担当者名及び業務の完了を証するものの写し」として、PUBDIS又は契約書の写しを必ず提出してください。ただし、契約書の写しを提出する場合は、上記の業務概要、担当者名、業務の完了が判断できる資料を添付してください。 なお、実績の対象となる業務の完了を判断できれば、ご質問の「自社押印のみの完了届」や「自社の振込口座への入金手帳の写し」を完了証明資料として用いていただいて構いません。
11	実施要領P.5 8.参加表明書の提出 (3)提出書類 PUBDIS 登録がない業務について、実施設計の業務完了証明資料として確認済証は含まれるものと解釈して宜しいでしょうか。	ご質問の「確認済証」をもって、業務完了証明資料とすることはできません。なお、実施設計業務の完了証明資料については、No.10の回答をご覧ください。
12	実施要領P.13 1.審査項目と配点「第1次審査」②配置予定技術者 管理技術者、主任担当技術者(総合)について「同種3件以上:6点」との記載があります。担当した同種・類似業務の件数のみが評価対象になり、従事した立場は評価に考慮されないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、担当した件数を評価対象とし、従事した立場は評価に影響しません。

No.	質 疑 内 容	回 答 内 容
13	<p>様式11、12、13-1、13-2、13-3 資格、業務実績等を記載する上で枠線レイアウトの幅・高さ等の変更、記載事項のない段落や欄の削除は適宜行って宜しいでしょうか。また、枠線外の注釈は削除の上で提出して宜しいでしょうか。</p>	<p>様式に記載するうえで、記載事項がない場合でも項目の削除や追加は行わないでください。また、枠外の注釈についても、削除しないでください。 なお、枠線レイアウトの幅・高さ等については、変更していただいて構いません。</p>
14	<p>様式11 同種が3件以上実績としてある場合、類似業務実績欄に同種実績であることを明記(業務名の後部に(同種)と記載する等)した上で、同種実績を記載して宜しいでしょうか。</p>	<p>様式第11号に記載する実績は、注釈のとおり、同種実績を3件以内、類似実績を1件以内とし、合計4件以内としてください。</p>
15	<p>様式13-1、13-2、13-3 注釈に同種3件以内、類似1件以内の合計4件以内を記載するよう指定があります。類似実績がなく、同種が3件以上実績としてある場合、同種を4件記載しても宜しいでしょうか。また、その際の審査評価においては、「同種3件+類似1件」の実績記載時と変わらないものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>様式第13-1～3号に記載する実績は、注釈のとおり、同種実績を3件以内、類似実績を1件以内とし、合計4件以内としてください。 なお、審査評価において、「同種3件+類似1件」に対する評価は、「同種3件以上」と同評価になります。実施要領(別添2)「審査基準」の②配置予定技術者における、保有実績の配点内訳は管理技術者(6点)、主任担当技術者(総合)(6点)、主任担当技術者(構造)(4点)となり、業務の担当数の配点内訳は、管理技術者(2点)、主任担当技術者(総合)(2点)となります。</p>
16	<p>(別添2)「審査基準」1. 審査項目と配点 主任担当技術者(構造)の保有実績において主任として従事したことが求められるのでしょうか、ご教授願います。</p>	<p>主任だけでなく、担当技術者として従事した場合も評価対象とします。</p>
17	<p>業務実績調書 PUBDIS登録のない場合、実績を証明する書類として、契約書の写し、面積等のわかる特記仕様書等の写し、また、完了を証明する書類として、提出済みの完了届の写し、確認済証等の提出とする事でよろしいでしょうか。</p>	<p>企業実績については、「PUBDIS等の業務概要及び業務の完了を証するものの写し」を提出することとし、PUBDIS又は契約書の写しを必ず添付してください。ただし、契約書の写しを提出する場合は、上記の業務概要及び業務の完了が判断できる資料を添付してください。また、ご質問の「実績を証明する書類」とは、「業務概</p>

No.	質 疑 内 容	回 答 内 容
18	<p>技術者調書 配置予定技術者調書の業務実績について、従事した立場を証明する書類として、提出済の重要事項説明書の写し、提出のない場合は自社押印をした従事証明書の提出とする事によろしいでしょうか。</p>	<p>要を証する書類」のことと解釈いたしますが、「契約書の写し」や「面積等のわかる特記仕様書等の写し」にて、業務名、業務内容、履行期間が明確に判断できれば認めます。</p> <p>「完了を証明する書類」として、ご質問の「提出済みの完了届の写し」は認めますが、「確認済証」では業務の完了を判断できないため、不可とします。</p> <p>「PUBDIS等の業務概要、担当者名及び業務の完了を証するものの写し」として、PUBDIS又は契約書の写しを必ず提出してください。ただし、契約書の写しを提出する場合は、上記の業務概要、担当者名、業務の完了が判断できる資料を添付してください。</p> <p>なお、従事した立場を証明する書類として、ご質問の「重要事項説明書」や「自社押印をした従事証明書」においては、配置予定技術者が従事した立場を明確に判断できる記載があれば認めます。</p>
19	<p>技術者調書 配置予定技術者調書の提出は、管理技術者、主任担当技術者(総合)、主任担当技術者(構造)の3名のみで、電気設備、機械設備、建築積算の主任担当技術者の調書は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
20	<p>技術者調書 配置予定技術者調書の⑥業務担当数の業務の契約書等の実績証明のようなものは不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
21	<p>技術者調書 配置予定技術者調書の主任担当技術者(構造)の5000㎡以上の免震及び制震構造建物の実績証明のようなものは不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>必要です。</p> <p>構造計算適合性判定書や建築士法第20条による表示をした設計図書など、実施要領P.3 4. 配置技術者要件(3)に記載の業務実績を確認できる資料を添付してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>